

第7章

その他（エネルギー、環境、紛争解決等）

<エネルギー>

(1) ルールの背景

資源に恵まれない日本にとって、資源・エネルギーの安定供給を確保することは、重要な課題の一つである。その重要性は、近年の原油、アルミ、銅を初めとする鉱物資源の価格上昇とも相まって、より高まっていると言えよう。以下では、日本の FTA/EPA における資源・エネルギー関連の取組についてまとめるとともに、他国の締結している FTA/EPA における関連制度を分析する。

(2) 日本のこれまでの取り組み

日本がこれまでに締結した FTA/EPA には、資源・エネルギーについて独立した章を設けたものはない。エネルギー、資源に言及する条文を見ても、日フィリピン EPA において、協力章（第14章）の中で、協力分野としてエネルギー（及び環境）を明記しているのみである（第144条(d)）。そのため、現在 EPA 締結に向けて交渉を行っている国との間では、資源・エネルギー分野での両国間の連携をさらに深化させるための試みを進めている。

① インドネシア

インドネシアは、日本にとって最大の天然ガ

ス輸入相手国であると同時に、有数の原油及び石炭の輸入相手国である。そのため、日インドネシア EPA 交渉は、エネルギー及び鉱物資源も検討の対象としている。2006年11月の大筋合意では、この地域における持続的な経済成長のためにエネルギー・鉱物資源が戦略的に重要であることを踏まえ、日インドネシア両国が、この分野における投資を促進し、エネルギー・鉱物資源の安定的供給の強化に貢献するために緊密な調整を行うこと、そして、そのために、政策対話及び協力を強化することとしている。なお、エネルギー市場の競争環境整備の観点から、EPAの下で設置を予定しているエネルギー・鉱物資源小委員会において、開かれた競争的市場の発展を議題の一つとしている。

② ブルネイ

ブルネイは、世界第4位の液化天然ガス（LNG）生産国であるとともに、日本にとっては第5位の LNG 輸入相手国である。2006年12月に大筋合意に至った日ブルネイ EPA 交渉では、規制措置に関する規律の導入、協力の実施、対話の枠組みの設置等により、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係を維持・強化することとしている。

③ 豪州

2006年12月にまとめられた「日豪経済関係強化のための共同研究（自由貿易協定の実現可能性またはメリット・デメリットを含む）」最終報告書パラグラフ37では、豪州と日本が、次のような約束を含む鉱物及びエネルギーに関する章を検討することができるとの結論に至ったとしている。すなわち、(i)市場の役割を強化する規定（例えば、輸出や輸入の制限を防止すること）、(ii)投資環境を改善する投資の自由化や保護に関する規定、(iii)鉱物及びエネルギー分野について、政策と規制の透明性を高める措置、(iv)鉱物及びエネルギー分野における問題について、経済界関係者の関与を得た協議メカニズムに関する規定、(v)鉱物及びエネルギー分野に適用されるFTA/EPAの規定を見直すための規定、である。

(3) 法的規律の概要

日本のFTA/EPAでは、いまだ鉱物・エネルギーの実体規律について定めたものはない。ここでは、この分野の実体的規律として国際的に合意されたルールの例として、NAFTAとエネルギー憲章条約を紹介する。

① NAFTA

NAFTAは第6章（エネルギー及び基本石油化学品（Basic Petrochemicals））で、次のような規律を定めている。

(a) 原則（第601条）

自国憲法の遵守、エネルギー・基本石油化学品が果たす役割の強化・持続的自由化が望ましいこと、当該分野の競争力を高めることが各国の利益に適うこと、を確認している。

(b) 定義（第602条）

第6章の対象範囲の定義として、ウラン鉱、石炭、コークス、タール、ナフサ、石油、瀝青

油、石油ガス、石油コークス、ウラン化合物、酸化重水素、エタン、ブタン等をHSコード4桁～6桁で規定。

なお、Annex 602.3において留保及び特則について規定があり、天然ガス及び基本石油化学品についての供給契約のための交渉を許可すべきことや、原油・天然ガスの採掘、基本石油化学品の生産、原油の貿易等の戦略的活動についてのメキシコによる留保、及びメキシコにおいて企業は自家消費のための発電設備を設けることができること等を規定している。

(c) 輸出入制限（第603条）

輸出入制限についてGATT条の規律を確認。特に、最低・最高輸出価格規制等を禁止するとともに、NAFTA域外国からのエネルギー・基本石油化学品の輸入禁止に関し、他のNAFTA締約国が協議できる旨を規定。なお、同種の規定が物品一般に適用される第3章でも設けられている（第309条）。

(d) 輸出税（第604条）

輸出税の賦課を禁止（他のすべての締約国への輸出及び自国消費に対して一律に課税される場合を除く）。なお、物品一般に適用される第3章でも、同旨の規定がある（第314条。ただし、Annex 314で、メキシコにおける卵、塩、小麦粉等の基本食糧を例外としている。）。

(e) その他の輸出規制（第605条）

輸出規制について、本来であればGATT第11条2(a)項又は第20条(g)、(i)、(j)項で正当化されるはずのものであっても、次の3つの条件を満たさなければならない旨を規定。すなわち、第1に、当該製品の、輸出規制国における総供給に占める、相手方締約国への総輸出の割合が、直近36か月の代表値と比べて減じられないこと。第2に、相手方締約国への輸出に際し、国内価格よりも高い輸出価格を課さないこと。第3に、当該輸出規制が、相手方締約国への通常

の流通経路を撓乱しないこと、また、例えば原油と精製石油など、個々の産品間の通常の輸出比率を撓乱させないこと、である。この条文は米カナダ間にのみ適用され、メキシコは適用除外とされている（Annex 605）。また、物品一般に適用される第 315 条にも同旨の規定があり、同様にメキシコは適用除外とされている（Annex 315）。

(f) エネルギー規制措置（第 606 条）

エネルギー規制措置の適用に際し、可能な限り、エネルギー規制当局が契約関係を撓乱（disrupt）しないようにすべきとの努力義務を規定している。

② エネルギー憲章条約

1998 年に発効したエネルギー憲章条約は、ソ連の崩壊に伴い、旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革と企業活動の促進を目指すものである。日本は、1995 年に同条約に署名し、2002 年から日本との関係で発効している。同条約は、エネルギー分野における投資の自由化及び保護について規定するとともに、エネルギー原料・産品の貿易及び通過の自由についての規律を定めている。

第一に、貿易については、エネルギー原料・産品の貿易が、WTO 非加盟国によるものであるものの、基本的に GATT によって規律される旨を規定している（第 29 条）。これは、ロシアを初めとした旧ソ連・東欧等の WTO 非加盟国が、GATT/WTO 体制にソフトランディングできるようにする、いわば WTO 加盟への準備規定と言うことができよう。エネルギー原料・産品は Annex EM で定義されており、ウラン鉱、石炭、石炭ガス、タール、石油、精製油、天然ガス、瀝青、アスファルト、電力、薪、木炭等が含まれる。

第二に、通過に関し、第 7 条は、エネルギー

第 7 章 その他（エネルギー、環境、紛争解決等）

原料・産品について、通過の自由の原則に従い、その出発地及び仕向地等による差別又は不合理な制限等を行ってはならない旨を規定している。通過については第 7 条第 10 項で定義しているが、基本的には、3 つ以上の地域（国）にまたがるパイプラインによる石油及び天然ガスの輸送や送電設備による電力の送電を想定している。

同条約は、これらに加え、競争の促進にむけた努力義務（第 6 条）や、加盟国間での技術移転の促進（第 8 条）、環境への悪影響を最小化するとともに、世論啓発や協力等を行う努力義務（第 19 条）等を規定するとともに、紛争処理手続（Part V）や署名国への暫定適用（第 45 条）等を定めている。

なお、エネルギー憲章条約の締約国は、2006 年 11 月現在で 46 ヶ国である。ロシアやオーストラリアは、署名はしているが、まだ批准をしていない。オブザーバー参加にとどまる国（米国、カナダ、中国、韓国、サウジアラビアなど）もいくつか存在する。（詳細は、<http://www.encharter.org/>を参照）

（エネルギー憲章条約はこの他に、エネルギー分野における投資についても規定しているが、これについては第Ⅲ部第 5 章投資を参照。）

＜環境＞

(1) ルールの背景

FTA/EPA において環境に関する規律を設ける例が増えている。その背景として第一に考えられるのは、NAFTA がそうであると思われるように、相手方当事国において環境（及び労働）規制が守られなければ自国産業が競争上不利になり、結果的に環境規制の緩和合戦がおこるのではないか（“race to the bottom”）との懸念に対応するというものである。投資協定等において、環境規制を緩和することによって投資を誘致（又は貿易を促進）することは適切でない旨を確認する規定が置かれることが多いが、これも同様の理由によるものと考えられる。

第二の背景として、FTA/EPA 相手国内で各企業による環境規制の遵守状況に差があるような場合に、こうした差を無くすことによって、公平な競争環境を整備しようとする狙いがある場合も考えられる。多国籍企業の中には、事業活動を行っている進出先国の環境規制のレベルにかかわらず、世界中で同一の高いレベルの環境配慮を行っている例も多い。こうした場合には、進出先国の環境規制を高いものとするのが、より公平な競争環境の整備につながるであろう。また、環境規制自体はレベルの高いものが整備されている国であっても、そのエンフォースメントが実効的に行われていない場合には、同様の状況が生じうる。現地資本企業が環境規制を十分に遵守していないにも関わらず、外国資本企業はコンプライアンスや企業の社会的責任の観点から当該環境規制を遵守しているような場合には、環境規制の実効的なエンフォースメントを確保することが、公平な競争環境の整備につながるであろう。

加えて、FTA/EPA 相手国から技術指導など

協力の要請を受けることも考えられる。一般的に、環境問題に対応する技術や経験を有する国と、環境問題が深刻な国とが違っている場合、両国が協力して環境問題に取り組むことは、地球全体の利益につながる。地球環境への負荷を減らすとともに、これまでの公害防止・省エネルギーに関する経験や技術力を活かして地球規模での環境保全に積極的に貢献していくことは、我が国の重要課題であり、こうした協力を、アドホックな二国間協定に留まらず、FTA/EPA 上の協力と位置づけることで、より積極的な取組みを進めることが期待される。

また、FTA/EPA の知的財産章では、パリ条約や植物新品種条約等、特定の関連条約への加盟義務又は努力義務を設ける例が見られるが、環境においても、地球環境枠組条約や廃棄物の越境移動に関するバーゼル条約、生物多様性条約等、環境関連条約への加盟義務又は努力義務を、そのための協力ともパッケージにして規定する例が今後出てくとも考えられる。

(2) 法的規律の概要

日本がこれまで締結した FTA/EPA では、環境について次のように取り組んでいる。

① 日シンガポール EPA

環境に関連する規定は、相互承認章(第 6 章)において、相互承認との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定している(第 54 条)。実施取極第 31 条において、科学技術に関する協力分野として環境を明記している。

② 日メキシコ EPA

投資章（第7章）では、PR（performance requirement）禁止の条文において、技術移転要求禁止のうち、一般的な環境規制を充たすような技術の使用を義務づけることは違反ではないとし（第65条1(f)）、また、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけないこと（第74条）、投資家対国家仲裁において環境について専門家の鑑定書を要請できること（第90条）を規定している。

協力章（第14章）では、環境に関する協力を行う旨を規定している。協力には、情報交換、能力向上、環境物品・サービスの貿易促進などを含むことができるとしている。また、協定の実施及び運用章（第16章）では、環境保全のための緊急の措置の場合に、パブリックコメントの手続を不要とする旨を規定している（第161条）。

③ 日マレーシア EPA

環境関連規定は二つのみである。一つは、投資章（第17章）において、環境規制を緩和することで投資を誘致しない旨の規定であり（第90条）、もう一つは、協力章（第12章）において、協力分野として環境を明記している（第140条(g)）。

④ 日フィリピン EPA

物品章（第2章）で、環境規格メカニズムの活用についての両国の協力を規定しているほか（第27条）、協力章（第14章）では、協力分野として（エネルギー及び）環境を明記している（第144条(d)）。また、相互承認章（第6章）では、相互認証との関連で自国が適切と考える環境規制は妨げられない旨を規定しており（第66条）、投資章（第8章）では、環境規制を緩和することで投資を促進してはいけない旨を規定している（第102条）。

(3) 各国の FTA/EPA における環境の取り組み

他国が結んでいる FTA/EPA の中には、環境保護のためにより積極的な取組をしているものがある。

① 米国の取り組み

米国が結んだ多くの貿易協定に環境章が立てられている。特に、米シンガポール、米チリ、米オーストラリア、米バーレーン、米モロッコなど近年のものには、環境問題に関する協力を促進し、国内の環境法令の執行を監視するための組織的枠組みが設けられている。

例えば、NAFTA の環境協定（North American Agreement on Environmental Cooperation between the government of Canada, the government of the United Mexican States and the government of the United States of America）は、定期的に環境報告を公表する義務（第2条）や、国内法制によって高い環境保護水準を確保し、その向上にむけて継続的に努力すること（第3条）、法律等の公開（第4条）、環境法制の有効な履行確保（第5条）等が規定されている。

また、理事会、事務局、合同小委員会で構成される環境協力委員会（commission）を設置しており（第8条）、事務局は、理事会の指示に従って環境協力委員会の年次報告書を作成する他（第12条）、自主発案の報告書を作成することができる（第13条）。また、非政府組織や個人からの、環境法制の有効な履行確保を怠っているとの指摘を受け、事実報告書を作成することになっている。当該報告書は理事会の決定に従って公表される。（第15条）

各締約国は、他の締約国が環境法制の有効な履行確保の義務を怠っている場合、協議を求めることができる。（第22条）協議では解決しな

かった場合、環境法制の履行確保の欠如が、締約国間で取引される物やサービスを提供する工場や企業を巻き込む状況に関係する場合に限り、パネルが設置される。(第 24 条)

② EU の取り組み

EU が結ぶ地域貿易協定では、環境協力の原則と範囲が分野横断的なテーマとして定められている。

例えば、EU チリ協定では、環境協力の目的は、環境の保護及び改善、天然資源と生態系の汚染及び悪化の防止、持続的開発のための生態系の有効活用であり、これに関連して、貧困と環境の関係、経済活動の環境への影響、環境問題と土地利用管理、チリの環境体制や政策を強化するための試み、環境の標準・モデル・訓練・教育などの分野における情報・技術・経験の交換、国民をより関与させるための環境教育や環境訓練、技術支援や合同地域調査プログラムが特に重要であるとしている。(第 28 条)

③ その他の国の取り組み

カナダは、NAFTA のモデルに従ってチリやコスタリカと協定を結んでいる。また、P 4(ブルネイ、チリ、シンガポール、ニュージーランドの 4 カ国による経済連携協定)は補完協定と

して環境協力協定を持つ (Environment Cooperation Agreement among the parties to the Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)。

④ エネルギー憲章条約

FTA ではないが、エネルギー資源の移動と投資保護についての国際条約であるエネルギー憲章条約では、経済効率的な態様で環境への悪影響を最小限に抑える努力義務を規定するとともに、汚染者が汚染によるコストを負担すべきとの原則を確認したうえで、締約国の義務として、エネルギー政策全般を通して環境に配慮すること、市場経済に根付いた価格形成と環境への便益負担の十分な反映を促進すること、国際環境基準の分野における協力、エネルギー効率の改善や再生可能エネルギー資源等に特に留意すること、環境意識の啓発、早期段階での透明な環境アセスの促進等を詳細に列記している (第 19 条第 1 項)。

また、当該条文の解釈・適用に関する紛争について、他に適切な国際的な対話の場が無い場合に限り、締約国の要請に基づき、憲章会議で解決に向けた検討をすることができるとしている (第 19 条第 2 項)。

コラム◆ FTA/EPA における労働関連規定

FTA/EPA における非貿易的関心事項として、資源、エネルギー、環境等に加え、労働も見逃せない分野である。

1. 日本の FTA/EPA における取組

日本がこれまでに締結した FTA/EPA では、労働について独立の章を設けたものはないが、労働関連の規定は既にいくつか存在する。

(1) 日シンガポール EPA

物品貿易章において、恣意的な差別や隠された貿易制限となるようなものを除き、同章の規定が囚人労働の産品に関する措置の適用を妨げるものではない旨を規定するとともに (第 19 条 e 項)、投資章でも同様に投資章の規定が囚人労働に関する措置の適用を妨げない旨を規定している (第 83 条第 1 項(d))。

(2) 日メキシコ EPA

政府調達章の規定は、囚人労働の産品・サービスに係る措置の適用を妨げない旨を規定（第126条第2項(d)）。さらに、協力を進めるべき分野として、技術・職業の教育訓練についてのベストプラクティスに関する情報交換を挙げ、労働政策を含むとしている（第143条(a)）。

(3) 日マレーシア EPA

サービス章において、サービス章の規定が、雇用市場へ参入しようとする者に影響を及ぼす措置や恒常的雇用に関する措置には適用されない旨を規定している（第94条2(d)）。

(4) 日フィリピン EPA

投資章において、投資と労働に関する規定を設けている。労働規制を緩和することにより投資を促進することは適切でないとし、団結権、団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働者の最低賃金等を含む若年労働者の保護、労働時間、保健衛生等、国際的に認められた労働者の権利を弱めるような措置を執らないよう努力する義務を規定している。また、仮にそのような投資促進措置がとられていると考えられる場合には、協議を要請することができることとしている（第103条）。

2. 各国の FTA における労働の取り組み

(1) 米国の取り組み

① NAFTA

NAFTA 本文においては労働政策等に関する規定はないが、前文において、本協定が新規の雇用機会を創出し、労働条件と生活水準を向上するとともに、労働基本権を保護・強化・実施することを目指すものである旨を明記している。

② NAFTA の並行労働協定（North American Agreement on Labor Cooperation）

93年8月、北米自由貿易協定（NAFTA）を労働者保護の面で補完する補完協定の締結がアメリカ、カナダ、メキシコの3ヵ国間で合意され、同協定は94年1月NAFTAとともに発効した。補完協定の締結は、アメリカ労働総同盟・産別労組会議（AFL-CIO）等が、NAFTAにより賃金等労働条件の低いメキシコへの工場移転が進み、厳しい状況にある国内の雇用情勢がさらに悪化するとしてNAFTAに反対していることに対応したものである。補完協定のうち労働問題に関する規定の概要（原則的事項）は以下のとおりである。

(ア) 労働原則の実現

米、カナダ、メキシコの3国は、各国の国内法に従って、1)結社の自由、2)団体交渉の権利、3)スト権、4)強制労働の禁止、5)年少者労働の禁止、6)雇用最低基準、7)労働差別の撤廃、8)男女給与均等化、9)労働災害の防止、10)労働災害に対する補償、11)移民労働者の保護等の労働原則の実現を促進する。

(イ) 協定による一般的義務の確立

その上で、協定は、1)労働条件・生活水準の向上、2)労働法の実効的適用の促進、3)協定の原則を促進するための協力・協調、4)各国労働法、機構、法体系の相互理解を促進するための出版・情報交換等の一般的義務を確立する。

(ウ) 「労働に係る協力のための委員会」の設置

また、協定により、閣僚会議、国際調整事務局及び国内運営事務所からなる「労働に係る協力のための委員会」が設立される。閣僚会議は、協定実施の監督、事務局の監視等を行う。国際調整事務局は、常設機関として、閣僚会議への技術的援助等を行うほか、定期的に報告書を作成して閣僚会議に提出する。国内運営事務所は、各国に設けられ、情報提供や窓口としての業務を行う。

(エ) 紛争処理の手続き

1) 安全・衛生、幼児労働、最低賃金等の問題に関して紛争が生じた場合、まず、国内運営事務

所を通じた情報交換等が行われる。その後、閣僚会議が加盟国（最低1国）の要請により開催され、問題解決のための専門評価委員会が召集される。専門評価委員会は、当該問題に関する調査を実施し、報告書を作成して閣僚会議に提出する。当該問題が構造的なもので、閣僚会議が解決できない場合は、加盟国（最低2国）の要請により、専門家による仲裁パネルが設置される。

2) 仲裁パネルの審査の結果、被提訴国の労働行政が不十分であると委員会が判断したときは、被提訴国は、60日以内に問題を解決するための行動計画を策定し合意しなければならない。期限内に合意できない場合は、さらに60日以内にパネルが同行動計画を評価、又は対案を提示することができる。

3) 行動計画の実施状況を審査するため、仲裁パネルは随時会合を開催することができ、行動計画を遵守しない被提訴国に対しては、金銭的貢献を課することができる。被提訴国が金銭的貢献を行わず、引き続き労働行政の実施を怠っているとパネルが判断したときは、パネルは、アメリカ及びメキシコについては、支払うべき金額の範囲内（最高2,000万ドル）でNAFTAの恩恵を停止し、一方、カナダについては、支払いと行動計画の実施を行うようカナダ連邦裁判所に提訴することができる。

③ その他の米国の FTA

米・ヨルダン FTA は、第6条で労働について規定している。本条は、両国の ILO 加盟国としての義務を再確認するとともに、団結権、団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働者の最低賃金、最低賃金や労働時間等の労働環境等の、国際的に認められた労働者の権利が、国内法で保護されるよう確保する努力義務を定めている（第1項）。また、貿易

を促進する目的で国内労働規制を緩和することが適切でないことを認め、相手国との貿易を促進するために労働法から逸脱することがないことよう確保する努力義務に加え（第2項）、各国の労働基準が国際的に認められた労働者の権利に合致するよう確保する努力義務を定めている（第3項）。さらに、労働法を効果的に執行する義務を定めるとともに（第4条(a)）、資源配分の制約に由来する各国の裁量の余地を認め（第4条(b)）、また、両国による合同委員会で協力の機会を検討すべき旨を規定している（第5項）。

その他の米国の FTA でも、労働について同様の条文を設けている（米・シンガポール、米・パナマ、米・バハレーン、米豪、米チリ、CAFTA-DR 等）。

(2) EU の取り組み

EU の FTA では、協力の枠組みによって労働問題に対処しているといえる。例えば、EU チリ協定（2003年発効）では、経済発展と連携した社会的発展の重要性を認め、雇用の創出と基本的社会権の尊重に優先順位を与えることとし、特に団結の自由、団体交渉権、差別の撤廃、強制労働・児童労働の撤廃、男女平等等を担保する ILO の関連規約を促進するとしている（第44条第1項）。このため、社会的協力はいかなる関心事項も扱うことができること（同第2項）、優先すべき措置として貧困の削減や差別との戦いを促進すること、経済的社会的発展過程における女性の地位を向上させること、労使関係、労働条件、社会保障及び職務保証を発展・近代化させること、職能訓練・人材育成を促進すること、中小・零細企業における雇用創出機会を生み出すためのプロジェクトを促進すること等を列記している（同第4項）。

また、EU エジプト協定（2004年発効）でも、相手国から適法に入国している労働者への公正な待遇が重要であると再確認し、相手国の求めに応じ

て、これら労働者の労働条件等に関し対話を設けることができる旨を規定している（第62条）。また、社会問題について定期的対話を行うよう義務づけるとともに、労働者の移動、同一待遇、及び相

手国から適法に入国している労働者の社会的統合について進展を見るための方策を探す機会とすべきことが規定されている（第63条）。

＜国家間における紛争解決＞

（1） ルールの背景

一般的に、地域貿易協定（自由貿易協定（Free Trade Agreement(FTA)）、経済連携協定（Economic Partnership Agreement(EPA)）等）及び二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty(BIT)）には、協定の解釈及び適用に関する国家間の争いを解決するための規定が設けられている。このような規定は、実際の紛争に解決の手段を与えるだけでなく、締約国による協定の履行を促し、もって協定の実効性を担保する重要な役割を担っており、我が国が締結した全ての FTA/EPA 及び BIT には、何らかの国家間紛争の解決に関する条項が置かれている。

多くの協定の紛争解決条項は、WTO における紛争解決手続（DSU）と同様、国家間で争いが生じた場合、①当該紛争案件について当事国が協議を行い、②協議により問題が解決しない場合は、協定の定める紛争解決機関に当該問題を付託して判断を求め、③紛争解決機関は問題を審理して解決方法について拘束力のある決定を行い、④被申立国は当該決定に従い協定違反とされた措置の是正又は補償を行う、との仕組みを共通して採用している。一方、このような紛争解決条項の個別具体的な規定ぶりについては、締約国間における様々な政治的・経済的な背景を反映し、多種多様であり、それら条項の規定ぶり及びその傾向を正確に把握すること

は、我が国の貿易投資政策の検討のみならず、多角的な海外展開を活発に行う我が国企業にとっても重要である。そのため、以下では、主に米国、EU 等主要市場経済国及び新興経済国が締結している FTA/EPA 及び BIT の紛争解決条項を分析するとともに、我が国が締結している協定と比較する。（分析を行った協定の一覧については後掲図表＜6－1＞を参照）

（2） 法的規律の概要

① 国家間紛争解決に関する手続の形態とその類型

国家間の紛争解決手続に関する条項を、FTA/EPA 及び BIT という枠組み間で比較した場合、全体的な傾向としては、FTA/EPA が手続を比較的詳細に規定しているのに対し、BIT においてはかなり簡略な規定しか置かれておらず、個別事項の規定ぶりを見ても、FTA/EPA には規定されているが BIT には規定がないという項目が少なくない。

しかしながら、紛争解決手続の中核的な規定である締約国が単独で当該紛争について紛争解決組織に拘束力のある判断を求める権利は、多くの協定に規定されており、この点が数ある FTA/EPA 及び BIT の間で重要な共通項となっている。一方、この「紛争解決組織への問題の付託」については、当該紛争解決組織の性格や付託の仕組みによっていくつかの類型に分類

することが可能である。これをふまえ、以下では FTA/EPA 及び BIT のそれぞれについて分類を試みる。

(a) FTA/EPA

FTA・EPA において紛争処理組織が拘束力のある判断を行う手続については、大別して三つの類型がある。

第一の類型は、NAFTA(北米自由貿易協定)に代表されるように、案件ごとに設置・選任され、案件を検討するパネル・仲裁人の判断を求める権利が各締約国に認められている「仲裁型」の手続である。我が国が締結している FTA/EPA は全てこの形式を採用している。他国における FTA/EPA で典型的な例としては以下のものが挙げられる（括弧内の条項は該当する規定）。

- NAFTA(米国、カナダ、メキシコ) (2004 条、2008 条)
- FTAA(米州自由貿易地域※第 3 草案：キューバを除く南北アメリカ 34 ヶ国) (23 章 11 条)
- 韓国－シンガポール (20 章 20.6 条)
- オーストラリア－シンガポール (16 章 4 条)
- タイ－ニュージーランド (17 章 17.4 条)

これに対して、第二の類型は、締約国政府の代表者から構成される機関（Council, Commission 等）に問題を付託し、当該機関が問題を検討して決定又は勧告をする「理事会型」の手続である。典型的な FTA/EPA としては以下のものが挙げられる。

- バンコク協定（バングラデシュ、インド、韓国、ラオス、スリランカ、中国）(16 条)
- SAARC(南アジア地域協力連合：インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ、アフガ

ニスタン) (20 条)

- EEA(欧州経済領域：EU 及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー) (111 条 1 項 ※一部分野については別途の規定あり)

- EC－ノルウェー (29 条)

第三の類型は、この中間的な存在である。具体的には、第二の類型のように、加盟国政府の代表者から構成される機関を第一の紛争解決機関としつつ、そこで解決されない紛争について、第一の類型と同様に、仲裁手続等の司法的な紛争解決手続を設けるとする、いわば「ハイブリッド型」の手続である。典型的な FTA/EPA としては以下のものが挙げられる。

- US－ヨルダン (17 条 1 項(b)及び(c))
- EC－モロッコ (86 条 2 項及び 4 項)
- 欧州協定 (EU 及び中・東欧諸国) (114 条 2 項及び 4 項)
- コトヌー協定 (EU 及び ACP (アフリカ・カリブ海・太平洋) 諸国) (98 条 1 項及び 2 項)
- EFTA (ヨーロッパ自由貿易連合：ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド、スイス) (47 条及び 48 条)
- CACM (中米共同体市場：エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ) (26 条)
- Andean Community (アンデス共同体：ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー) (47 条 及び Treaty establishing the Court of Justice 24 条)
- 一部分野（セーフガード措置）に関する EEA(111 条 4 項)
- ASEAN (東南アジア諸国連合：インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア) (8 条。司法的手

続については ASEAN Protocol on Enhanced Dispute Settlement Mechanism) に規定。

上に挙げた事例の多くは、締約国政府の代表者から構成される機関において問題を解決できない場合に、アド・ホックに設置される仲裁組織に問題を付託できるとする。これに対して、Andean Community 及び一部分野 (Treaty establishing the European Economic Community 及び Treaty establishing the European Coal and Steel Community の規律又はこれらの適用のために採用された措置に相当する EEA の規定の解釈に関する紛争) に関する EEA は、かかる機関において問題を解決できない場合は、域内に設置された常設裁判所に提訴できるとしている (Andean Community では協定上の紛争事項を解決する常設裁判所、EEA では EC 裁判所 (the Court of Justice of the European Communities) を指定 (ただし、EFTA 諸国間の紛争は EFTA Court に付託))。

このように、FTA/EPA の紛争解決条項は、紛争解決機関を、アド・ホックに選択される仲裁人で構成される、より司法化された組織とするもの (仲裁型)、締約国の代表者から構成される政治色の強い組織とするもの (理事会型) 及び政治的機関において解決できなかった場合のみ仲裁人による仲裁に移行することを認めるもの (ハイブリッド型) の三類型に大別できるが、全体的な動向としては、多くの FTA/EPA はハイブリッド型を採用する傾向にある。例えば、米国において、典型的な仲裁型である NAFTA はむしろ例外であり、これ以外の協定は全てハイブリッド型を採用している。また、1980 年代までは理事会型が中心であった EU においても、1990 年代以降に締結された協定の大多数はハイブリッド型を採用している。

第7章 その他（エネルギー、環境、紛争解決等）

これに対して、日本の EPA は全て仲裁型を選択している点が特徴的であり (日本-マレーシア (日マレーシア) 13 章、日本-メキシコ (日メキシコ) 15 章、日本-シンガポール (日シンガポール) 21 章、日本-フィリピン (日フィリピン) 15 章)、また、他国が結んでいる協定と比べ、比較的詳細な手続規定が置かれている。このように司法化された紛争解決手続を指向する特徴は、我が国と同じく 2000 年前後から FTA/EPA 締結に向けた取り組みを強化しているシンガポール、韓国にも見ることができる。

(チリ-韓国 (19.6 条 1 項)、韓国-シンガポール (20 章 20.6 条)、シンガポールのニュージーランド (61 条 1 項)、オーストラリア-シンガポール (16 章 4 条)、チリ-ブルネイ-ニュージーランド-シンガポール (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement) (15.6 条 1 項) 等)

(b) BIT

一般的に、BIT にも国家間の紛争解決手続が規定されている。手続の類型としては、仲裁型 (協議及び仲裁手続) が規定されているケースが大半である。

② 個別的な手続の特徴

前述のとおり、国家間の紛争を解決するための手続は、①当事国間協議、②紛争解決組織への問題付託、③紛争解決組織による拘束的決定、④被申立国による措置是正、という WTO 紛争解決手続に類似した仕組みを採用しているが、個々の手続の規定ぶりは協定により様々である。

以下では、WTO 紛争解決手続においても手続の実効性・機能性を担保する上で特に重要な要素である下記の個別手続について、各国協定の特徴とその類型を分析するとともに、我が国が締結している協定との比較を行う。

(分析を行った日本及び他国の FTA/EPA (28 協定) 及び BIT (21 協定) については、個別手続一覧を資料編に掲載(資料編「Ⅳ. 諸外国の経済連携協定における国家間仲裁手続」)。

紛争解決手続の流れについては、我が国が締結した EPA のフロー図(図表<7-2>)を参照されたい。)

<分析を行った個別協定の各側面>

- (a) 紛争解決手続に付託できる案件
- (b) 協議前置義務の有無
- (c) 紛争解決手続に適用されるルール
- (d) 時間的制限
- (e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後
- (f) パネリスト・仲裁人の選定方法
- (g) 紛争解決機関(パネル又は締約国の代表者から成る機関)が決定を行う際の方法
- (h) 上訴手続
- (i) 仲裁判断の履行担保手続
- (j) 対抗措置

(a) 紛争解決手続に付託できる案件

(i) FTA/EPA

FTA/EPA における紛争解決組織に付託できる案件については、以下のとおり大別できる。

- ①当該協定の解釈及び適用に関する案件とのみ規定するもの(CACM(26条)、「EC-ノルウェー」(29条)、コトヌー協定(98条1項)、ASEAN(8条2項)等)
- ②協定の解釈・適用に加えて、当該協定に違反しない措置についても、当事国の協定上の利益が無効化されているとして、当該措置に関する案件を付託すること(いわゆる非違反申立)を認めるもの(CARICOM(187条)、NAFTA(2004条、ただし分野に制限あり)、「韓国-シンガポール」(20章20.2条1項、ただし分野に制限あり)等)

我が国の締結している全ての EPA は、仲裁裁判所の設置要請について、被申立国が協定に基づく義務の履行を怠った結果又は義務に反する措置を

とった結果、申立国の協定に基づく利益が無効化・侵害されたことを条件としていることから(つまり、非違反措置については申立ができない)、上記①の類型に該当する。

上記のとおり付託事項の射程を定める一方、締約国にとってセンシティブな分野又は司法的解決がなじまない分野を留保するため、特定の分野については紛争解決手続を適用しないとの規定を置く協定も多い。日本が締結している EPA においても、例えば、日マレーシアにおいては、強制規格・任意規格・適合性評価手続、衛生植物検疫措置、知的財産の分野における協力、反競争的行為の規制、ビジネス環境の整備及び協力に対しては紛争解決手続に関する規定を適用しないと規定されている

(67条、72条、128条3項、133条、138条及び144条)。同様に、日シンガポールにおいては、競争及び証券市場・証券派生商品市場に関する情報の共有における協力が(105条及び107条3項)、日メキシコにおいては、投資に関する措置の一部、ビジネス環境の整備及び二国間協力に対しては紛争解決手続に関する規定(15章)を適用しないものと規定されている(95条1項並びに同条2項、138条及び148条)。日フィリピンにおいては、知的財産の分野における協力、反競争行為の規制、ビジネス環境の整備及び協力が紛争章の適用対象外となっている(119条4項、137条、143条及び148条)。

このほか、やはり締約国の事情から、特定の分野について特別の紛争解決手続規定を置いている協定がある。例えば、NAFTA はアンチダンピング及び相殺関税に関する問題について、別途パネル手続を規定している(19章)。

(ii) BIT

BIT においては FTA/EPA と異なり、非違反申立を認める規定は分析を行った協定の中には存在しなかった。また、少数の例外を除き、多くの協定は申立の対象分野を特に限定していない。なお、一部の協定では、既に投資家と国家との間の紛争として国際仲裁裁判所 (international arbitration court) に係属しており、現時点でも係争中の紛争については、国家間の紛争として国際仲裁裁判所に提訴することはできない旨規定している (チリートルコ 12 条 10 項、南アフリカートルコ 8 条 8 項等)。

(b) 協議前置義務の有無

大多数の FTA/EPA が、拘束力を有する紛争解決手続に訴える前に当事国間で協議の場を持つことを義務づけており、我が国の締結している協定も、同様の規定を置いている。また、BIT においても、分析した全ての協定が、仲裁手続を開始する前に協議その他の友好的な方法による紛争解決を試みることを義務づけている。

(c) 紛争解決手続に適用されるルール

(i) FTA/EPA

パネル・仲裁人などが検討を行うに当たっては、従うべき詳細なルール (検討手続) が必要である。この検討手続の定め方については、以下の 2 つに大別できる。

- ①第三者機関が定立した検討手続を利用することとしているもの (EFTA (附属書 T の 1 条 6 項) 及びコトヌー協定 (98 条 2 項(c)) は、当事国が別段の合意をしない限り PCA (Permanent Court of Arbitration: 常設仲裁裁判所) のルールを採用)

- ②独自の検討手続を定めることを前提としたものの
大多数の協定は②に類似する規定を採用してい

第7章 その他（エネルギー、環境、紛争解決等）

る。また、②については、更に、全ての案件に適用されるルールを規定する協定 (NAFTA (2012 条 1 項)、FTAA (23 章 16 条 1 項)、US-ヨルダン (17 条 3 項)、韓国-シンガポール (20.9 条 1 項) 等) と、各パネル又は仲裁廷が、当該案件限りのものとしてその都度手続ルールを定めると規定する協定 (CARICOM の仲裁手続 (200 条 1 項)、オーストラリア-シンガポール (16 章 6 条 4 項)、タイ-ニュージーランド (17.7 条 11 項) 等) とに分かれる。そのほかには、極めて例外的であるが、抽象的に国際法によるとのみ規定するものもある (CARICOM の Caribbean Court of Justice における手続 (217 条 1 項))。

我が国については、日マレーシア、日シンガポール及び日フィリピンが、仲裁廷は当該 EPA 及び適用可能な国際法の規則に従って裁定を下すと規定する (日マレーシア 149 条 1 項(b)、日シンガポール 144 条 1 項(b)、日フィリピン 154 条 1 項(b)) 一方、日メキシコは、当該 FTA に基づき設置された合同委員会が、仲裁手続全般に適用される手続規則を定めるものと規定している (159 条)。

(ii) BIT

BIT においても、第三者機関が定立した検討手続を利用するとした協定は少なく (米国を締約国とする協定の一部に、仲裁手続は UNCITRAL のルールに依るとの規定がある)、各パネル又は仲裁廷が、当該手続限りのものとして手続ルールを定めるとしている協定が大多数を占める。

(d) 時間的制限

(i) FTA/EPA

紛争解決組織に拘束力のある判断を求める権利が規定されていても、最終判断を得られるまでの時間が長かったり、相手国によって恣意的に手続が長引いたりするようでは実効的な紛争解決は望めない。我が国が締結している EPA を含め、分析の対象とした協定の多くにおいて、紛争解決手続

の各段階についてそれぞれ期限が定められていたが、一部に手続の進行に関する時間的制限を明確に規定していない協定(CACM、CARICOM、EC－エストニア、EC－モロッコ等)も散見された。

(ii) BIT

対照的に、BITにおいては、最終的な仲裁判断がなされるべき期限を規定しているものは非常に少なく、分析を行ったBITのうちでは、US－チェコ、カナダ－エルサルバドル、南アフリカ－トルコの3協定のみであった。

(e) 他の協定上の紛争解決手続との優先劣後

(i) FTA/EPA

国家間の紛争解決手続はWTO協定においても定められているため、これとFTA/EPAあるいはBIT上の紛争解決手続との双方を利用し得る状況が生じる場合がある(カナダ産軟材へのAD・CVD措置を巡る米加紛争が代表的な例)。

FTA/EPAの一部は、こうしたケースにおける他の協定上の紛争解決手続との優先劣後について規定を置いており、その内容は以下のとおり3つに大別できる。

- ① FTA上の紛争解決手続が優先するとするもの
- ② WTO協定(又はGATT)上の紛争解決手続が優先するとするもの
- ③ 申立国が自らWTO協定(又はGATT)上の紛争解決手続とFTA上の紛争解決手続のいずれをも選択し得ることとしているもの

①の例としてはNAFTAがある。同協定は、NAFTA及びGATTまたはその関連協定から生じる紛争について、被申立国が当該案件はNAFTA上の「環境及び省資源協定関連」規定、または「衛生及び植物衛生措置」もしくは「規格関連措置」に関連する規定の適用を受けると主張し、当該案件をNAFTAに従って検討するよう要請する場合は、申立国はNAFTA上の手続のみ利用

できる旨規定している(2005条3項、4項)。

②の事例として、EC－チリは、紛争案件がWTO協定の対象にもなりうる場合には、当該案件はWTOの紛争解決手続に付託されるとの包括的なWTO優先手続を規定している(189条3項(c))。また、US－ヨルダン、サービス貿易及び知的財産権に関する紛争については、WTO協定上の紛争解決手続の対象となり得ない範囲においてのみ当該FTA上のパネル手続に付託できると規定している(17条4項(a)及び(b))。

また、③の事例としては、FTAA(23章8条1項)及び「韓国－シンガポール」(20.3条1項)があり、これらの協定の場合は、いずれの手続をも自由に選択できると解される。なお、いずれも選択できるとしている場合に、一方を選択した場合には他の手続を利用することはできないとされていることが多い(例えば、韓国－シンガポール(20.3条2項))。

日本が締結しているEPAは上記③のタイプに該当し、他の国際協定により利用可能な紛争解決手続を利用する各締約国の権利に何ら制限は加えられていないが、EPA上の紛争解決手続及び他の国際協定上の紛争解決手続のいずれかを選択した場合には、当該紛争に関しては他の手続を利用することはできない旨が明文で規定されている(ただし、日シンガポール及び日フィリピンにおいては、当事国が合意する場合は先行手続優先の原則を適用しない旨が規定されている(日シンガポール139条4項、日フィリピン149条4項))。

(ii) BIT

分析を行ったBITの中に、当該BIT上の紛争解決手続と他の国際協定上の紛争解決手続との関係について規定しているものは存在しなかった。

(f) パネリスト・仲裁人の選定方法

(i) FTA/EPA

仲裁手続が規定されている場合、パネリスト・仲

裁人の選定方法が問題となる。まずロスター（roster：候補者名簿）が作成され維持されているか否かという観点がある。ロスターを作成するものと規定している協定は、FTAA(23章12条)、CARICOM（205条1項）及びMERCOSURである。NAFTAも、AD及びCVDに関するレビューパネルのパネリスト候補者（附属書1901.2及び1905条4項）及び通常の紛争解決手続のパネリスト候補者（2009条）について、それぞれロスターの作成及び維持を規定している。我が国のFTA/EPAに当該規定は置かれていない。

次に、パネリスト・仲裁人の具体的な選定方法についてもいくつかのパターンがある。いずれの協定においても、3人から成るパネルの場合には各当事国が1人ずつ、5人から成るパネルの場合には各当事国が2人ずつ選任するものと規定されていることが多いが、最後に選任されるパネリストの選任方法は以下のとおり分かれる。

①既に選任されたパネリストらの合意により選任されると規定しているもの（US－ヨルダン（17条1項(c)）等）

②両当事国の合意により選任されるという規定が入っているもの（NAFTA（2011条1項(b)及び同条2項(b)）等。最後のパネリストについて合意に至らなかった場合、くじ引きでパネリストを選出（2011条1項(d)及び同条2項(d)）。）

③既に選任されたパネリストらの合意により選任されるが、彼らが合意に至らなかった場合は最後のパネリストの選任を外部機関（例えば、タイ－ニュージーランドではICJ所長（17.5条1項及び同条3項）、コトヌー協定ではPCA（常設仲裁裁判所）所長（98条2項(b)）に委任するとしているもの

パネリストの選任については、砂糖の市場アクセスを巡る米墨間のNAFTA紛争において、米国によるパネリスト選出手続の遅滞により、申立か

ら6年以上経過してもパネル審理が行われていない事例があるなど、当事国間合意に重きを置く手続には実施面で問題が生じる可能性がある。

我が国のEPAは、3人の仲裁人のうち2人がそれぞれ1人ずつ各締約国により選任された後、議長となる3人目の仲裁人を選任するにあたり、各締約国が候補者を一定人数ずつ挙げて調整を図る、との点で上記②に該当しているものの、両国が期限までに合意に達しなかった場合の最終的な議長選定方法については、各協定で様々な規定が置かれている（WTO事務局長への選任依頼（日マレーシア148条4項）、くじ引き（日メキシコ153条6項、日シンガポール143条4項(d)、日フィリピン153条5項））。

(ii) BIT

BITにおいては、仲裁廷は3人の仲裁人から構成され、そのうち2人については両締約国が1人ずつ選任し、議長となる3人目の仲裁人の選任方法については、先に選任された2人の仲裁人の合意によると規定するものが一般的である。

(g) 紛争解決機関（パネル又は締約国の代表者から成る機関）が決定を行う際の方法

(i) FTA/EPA

パネル又は締約国の代表者から構成される機関が仲裁判断を決定する際の決議方法の類型は以下のとおりである。

①全員一致を原則とするが意見の一致を見ない場合には過半数の賛成により決定とするもの（韓国－シンガポール（附属書20Aの20項）、オーストラリア－シンガポール（16章6条3項）、タイ－ニュージーランド（17.6条3項））

②最初から過半数の賛成により決定できるとする協定（通常の多数決）（EEA（議定書33の4条）、EFTA（附属書Tの1条7項）、FTAA（23章24条3項）、CARICOMの仲裁手続

(207 条 7 項)、Europe Agreement の仲裁手続 (114 条 4 項)、EC-モロッコ (86 条 4 項)) 我が国の EPA についてみれば、日マレーシア (150 条 9 項)、日シンガポール (144 条 8 項) 及び日フィリピン (154 条 8 項) においては、仲裁廷の裁定は全員一致で行うよう努めるものとするが過半数の賛成により決議することもできると規定されている。これに対し、日メキシコにおいては、仲裁廷の決議は過半数の賛成によるものとする規定されている (154 条 7 項)。

(ii) BIT

仲裁廷が仲裁判断の採択その他の決定を行う際の決議方法については、特段の規定を置いていない協定も散見された。これは、前述のとおり分析を行った大多数の BIT において、手続については仲裁廷が当該案件にのみ適用されるルールをその都度定めるという規定になっていることが原因と推察される。なお、規定があるものは、いずれも過半数の賛成により決定する (多数決) ものと定めている。

(h) 上訴手続

(i) FTA/EPA

紛争の迅速な解決という観点からは、第一次的な審理を行う仲裁廷又は締約国の代表者から成る機関における手続で判断が確定する方が望ましい。一方で、より慎重に事実を検討できるという観点からは必要に応じて上訴できる仕組みが必要となる。

大多数の協定は上訴手続を規定していない。日本が締結している EPA にも上訴手続に関する規定はなく、仲裁廷の裁定は「最終的」なものであるとされている (日マレーシア 150 条 10 項、日シンガポール 144 条 2 項、日メキシコ 154 条 8 項及び日フィリピン 154 条 2 項)。なお、上訴手続を明確に規定しているものとしては SAARC があり (20 条 9 項)、FTAA は上訴手続の規定を盛り込むか

否かを検討中である。これに対し、当事国が上訴することはできないという点を明示的に規定している協定もある (韓国-シンガポール (20.13 条 1 項))。

(ii) BIT

対照的に、分析を行った BIT の中には、明確に上訴 (appeal) という語を用いてその可否について規定している協定は存在しなかった。

(i) 仲裁判断の履行担保手続

前述のとおり、多くの FTA・EPA 及び BIT は、仲裁廷又は締約国の代表者から成る機関は拘束力のある仲裁判断を行うとしており、その場合、問題措置について何らかの是正・補償を行うべきとの仲裁判断を受けた被申立国は、その判断を誠実に履行する義務を負うこととなる。一般的に、FTA/EPA には被申立国による仲裁判断の内容の履行を確保するための規定が設けられている。一方、BIT の中でこうした履行を担保するための規定を置いているものは極めて少ない (カナダ-エルサルバドルは、履行がなされない場合、申立国は相手国から補償を受けるか、又は仲裁判断の対象となった利益と同等の利益の相手国への適用を停止することができる旨規定 (13 条))。

(i) 履行期限

履行期限に関する規定の類型は以下のとおりである。

①最終判断が出されてから履行までの期間を規定しているもの (FTAA (23 章 31 条 2 項は、最終判断において履行期間が定められることを選択肢として想定した条文案となっている。)等)

②最終判断が出されてから履行方法及び期限等に関する当事国間の合意が成立するまでの期間を規定し、当該期間内に当事国間の合意が成立しない場合には元の紛争解決手続を遂行したパネルに履行期限を定めるよう要請でき

ると規定しているもの（韓国－シンガポール（20.13条2項(b)）、オーストラリア－シンガポール（16章9条1項））

我が国のEPAは上記②に該当する。具体的には、被申立国は申立国に対し仲裁廷の裁定から一定日以内に（20日以内：日マレーシア（152条2項）、日シンガポール（147条1項）、日メキシコ（156条2項）、45日以内：日フィリピン（157条1項））仲裁判断の内容の実施に要する期間を通知するものと規定しており、申立国が被申立国から通知された期間を不服とする場合には、日マレーシア（152条2項）、日シンガポール（147条1項(c)）及び同条4項(b)）及び日フィリピン（157条1項）においては協議を経たうえで、日メキシコ（156条2項）においては協議を経ずに、それぞれ各締約国は仲裁廷に対し期間の決定を要請できるとしている。

(ii) 履行状況の監視

被申立国がパネル又は各締約国の代表者から構成される機関の最終判断に従った措置を履行しているか否か、また履行している場合の履行の状況について、その監視に関する規定を明確に設けている協定は少ない（紛争解決について規定したASEAN Protocolは、被申立国は自らの履行状況についてASEAN Senior Economic Officials' Meetingに報告しなければならない旨規定（15条4項））。我が国が締結しているEPAのいずれも、履行監視に関する明確な規定を置いていない。

(iii) 履行方法

履行方法については、WTO協定のDSU 19条1項において見られるように、紛争解決機関にその提案を行う権限を付与しているかどうかが一つのポイントとなる。一般的には以下の2つに大別可能である。

- ①履行方法（resolution）についてはもっぱら当事国の合意に委ねるもの
- ②パネルが履行方法につき勧告できるとする規

定を有するもの（US－ヨルダン、当事国が求めた場合、パネルは、仲裁判断で認定した違反を是正する方法について勧告することができる旨規定（17条1項(d)））

我が国においては、日マレーシア（149条1項(d)）、日シンガポール（144条1項(d)）及び日フィリピン（154条1項(d)）は、仲裁廷は被申立国による履行の方法に関する提案を裁定に含め、これを両締約国による考慮に付することができると規定しており、上記②の方式を採用している。一方、日メキシコにはこのような規定は見当たらない。

(i) 被申立国が仲裁判断等の内容を履行しない場合の対抗措置

被申立国が仲裁判断又は最終報告書において定められた措置を履行しない場合、あるいは仲裁判断又は最終報告書に基づき当事国間で合意した措置を履行しない場合の対抗措置については、以下の2つに分類される。

- ①被申立国に対する利益の適用を停止するといふ対抗措置を執ることができるとするもの
- ②申立国は被申立国から補償的調整を受けられるとするもの（EFTA（附属書Tの3条1項(a)）なお、同条項(b)は上記①をも規定しており、申立国は①及び②のいずれをも選択できる。）

①については更に、申立国が一方的に対抗措置を実施できると規定するもの（NAFTA（2019条1項）、韓国－シンガポール（20.14条2項）及びタイ－ニュージーランド（17.11条1項）等※被申立国は対抗措置の程度に関する仲裁申請可能）と、パネル又は締約国の代表者から構成される機関から対抗措置を執る権限を付与されるまでは対抗措置を実施できないとするもの（SAARC（20条11項）、Bangkok Agreement（16条）、オーストラリア－シンガポール（16章10条2項））がある。

日マレーシア（152条4項及び同条5項）、日シ

ンガポール（147 条 4 項(c)及び同条 5 項）、日メキシコ（156 条 4 項及び同条 5 項）及び日フィリピン（157 条 2 項及び 5 項）はいずれも、上記①の方式を採用し、かつ、実際に被申立国が履行していない

との判断が仲裁廷によりなされた場合には、申立国が一方的に相手国に対する EPA 上の利益の適用停止を通知することができるとしている。

(3) 国家間紛争解決手続に関する課題

我が国においては発効済みの EPA は 3 協定、BIT は 11 協定と、他の先進国と比較して比較的少ない数に止まっているが、近年の東アジア経済統合に向けた動きが示すとおり、今後、我が国と他国による地域・二国間協定の締結数が増加することは明かである。

現時点では、我が国に関連する EPA 及び BIT の国家間紛争解決条項に基づく紛争案件は、提起されていない。しかし我が国がより広範な国々と協定を結び、より多くのビジネス・セクターがその特惠の下、活発な事業活動を展開するようになれば、EPA 及び BIT の解釈・適用を巡る紛争が生じる可能性は高まる可能性がある。

そのような事案が生じて初めて現実味を帯びる問題として、当該紛争案件をどのフォーラムで解決すべきか、具体的には、EPA 及び BIT の定める手続に拠るのか、あるいは WTO における手続を選ぶのか、との問題が想定される。EPA 及び BIT と WTO の対象とする事象は、双方が貿易・経済活動の促進を目的とした協定であることから、概ね重なり合っている。当然、より有利なフォーラムの選択のため、当事国には慎重な検討が求められることとなろう。

このため、同一の事実に関する同一当事国間の案件が、EPA 及び BIT と WTO 双方のフォーラムに付託されることも可能性として否定できず、このような場合は法的に困難な問題が生じる。このとき、既判力の原則や二重訴訟禁止の原則等の一般国際法上の手続法的原則は、全

て紛争の同一性（国際法上、2 以上の紛争が同一であるためには、それらの当事国、事実、請求原因が同一でなければならない）を前提としており、常に異なる協定に基づく EPA 及び BIT の紛争と WTO の紛争の関係には、これらの原則は適用できない。その結果、異なるフォーラムがそれら案件に相反する判断を下した場合には混乱が予想され（例えばアルゼンチン—鶏肉 AD 事件）、更に非常に類似の法的原則について異なる解釈が示されることが懸念される。

更に、同一事実に関するものでないにしても、相互に密接な関連性を持った事案が異なるフォーラムに付託された場合には、大きな文脈での二国間紛争の一斉解決の観点から問題となることがあり得る。例えば、米国—メキシコ間における甘味料紛争では、メキシコは、メキシコ産砂糖に対する米国の市場アクセス義務違反を NAFTA パネルへ、米国は、米国産甘味料（及びそれを使った飲料）に対するメキシコの報復的な内国税賦課を WTO パネルへ付託したが、双方の紛争の関連性から、単一のフォーラムで解決されるべきであったとの指摘もある。

このような、近い将来起りうる国家間紛争解決手続の競合については、今後とも注視が必要である。

＜図表7－1＞ 本章において分析を行った地域貿易協定（自由貿易協定（Free Trade Agreement（FTA））、経済連携協定（Economic Partnership Agreement（EPA））等）及び二国間投資協定（Bilateral Investment Treaty（BIT））

【FTA/EPA】

	正式名称(括弧内は略称)	本報告書における表記
1.	North American Free Trade Agreement (NAFTA)	NAFTA
2.	Free Trade Agreement of Americas (FTAA)—Third Draft Agreement	FTAA
3.	Agreement between the United States of America and the Hashemite Kingdom of Jordan on the Establishment of a Free-Trade-Area	US－ヨルダン
4.	1980 Treaty of Montevideo—Instrument Establishing the Latin American Integration Association (LAIA)	LAIA
5.	Additional Protocol to the Treaty of Asunción on the Institutional Structure of MERCOSUR	MERCOSUR
6.	General Treaty on Central American Economic Integration between Guatemala, El Salvador, Honduras and Nicaragua Signed at Managua, on 13 December 1960(CACM)	CACM
7.	Revised Treaty of Chaguaramas Establishing the Caribbean Community Including the CARICOM Single Market and Economy	CARICOM
8.	Agreement on Trade, Economic and Technical Cooperation between the Caribbean Community (CARICOM) and the Government of the Republic of Colombia	CARICOM－コロンビア
9.	Andean Community—DECISION 563 : Official Codified Text of the Andean Subregional Integration Agreement (Cartagena Agreement)及び Treaty Creating the Court of Justice of the Cartagena Agreement	Andean Community
10.	Agreement on the European Economic Area	EEA
11.	AGREEMENT between the European Economic Community and the Kingdom of Norway	EC－ノルウェー
12.	EURO-MEDITERRANEAN AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Kingdom of Morocco, of the other part	EC－モロッコ
13.	EUROPE AGREEMENT establishing an association between the European Communities and their Member States, of the one part, and the Republic of Lithuania, of the other part	Europe Agreement
14.	Partnership Agreement between the Members of the African, Caribbean and Pacific Group of States of the One Part, and the European Community and Its Member States, of the Other Part, Signed in Cotonou on June 23,2000	コトヌー協定
15.	Convention Establishing the European Free Trade Association (Annex to the Agreement Amending the Convention Establishing the European Free Trade Association) (EFTA)	EFTA
16.	Agreement on Free Trade between the Government of the Republic of Kyrgyzstan and the Government of the Russian Federation	ロシア－キルギスタン
17.	Central European Free Trade Agreement (CEFTA)	CEFTA
18.	The United Economic Agreement between the Countries the Gulf Cooperation Council (GCC)	GCC
19.	Agreement on South Asian Free Trade Area (SAFTA)	SAARC
20.	First Agreement on Trade Negotiations among Developing Member Countries of the Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (Bangkok Agreement)	Bangkok Agreement

第Ⅲ部 経済連携協定・投資協定

21.	Framework Agreement on Comprehensive Economic Co-Operation between the Association of South East Asian Nations and the People's Republic of China	ASEAN－中国
22.	Free Trade Agreement between the Government of the Republic of Korea and the Government of the Republic of Singapore	韓国－シンガポール
23.	Agreement on the Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area (AFTA)	ASEAN
24.	Singapore-Australia Free Trade Agreement (SAFTA)	オーストラリア－シンガポール
25.	Thailand-New Zealand Closer Economic Partnership Agreement	タイ－ニュージーランド
26.	Australia New Zealand Closer Economic Relations Trade Agreement (ANZCERTA)	ANZCERTA
27.	South Pacific Regional Trade and Economic Cooperation Agreement (SPARTECA)	SPARTECA
28.	East African Community Free Trade Agreement	EAC

【BIT】

	締 約 国	締 結 日	本報告書における表記
1.	米国、チェコ	旧チェコスロバキアとの原協定は1991年10月22日締結。チェコとの議定書締結は2003年。	原協定：US－チェコスロバキア 議定書：US－チェコ
2.	米国、ウルグアイ	2005年11月	US－ウルグアイ
3.	フランス、香港	1995年11月30日	フランス－香港
4.	フランス、マルタ	1976年8月11日	フランス－マルタ
5.	ドイツ、ポーランド	1989年11月10日	ドイツ－ポーランド
6.	ドイツ、中国	2003年12月1日	ドイツ－中国
7.	イギリス、トルコ	1991年3月15日	イギリス－トルコ
8.	イギリス、バヌアツ	2003年12月22日	イギリス－バヌアツ
9.	カナダ、エルサルバドル	1999年6月6日	カナダ－エルサルバドル
10.	オーストラリア、スリランカ	2002年11月12日	オーストラリア－スリランカ
11.	メキシコ、チェコ	2002年4月4日	メキシコ－チェコ
12.	チリ、トルコ	1998年8月21日	チリ－トルコ
13.	韓国、スウェーデン	1995年8月30日	韓国－スウェーデン
14.	韓国、モーリタニア	2004年12月15日	韓国－モーリタニア
15.	中国、アイスランド	1994年3月31日	中国－アイスランド
16.	ロシア、ノルウェー	1995年10月14日	ロシア－ノルウェー
17.	インド、ハンガリー	2003年11月3日	インド－ハンガリー
18.	タイ、ドイツ	2002年6月24日	タイ－ドイツ
19.	ベラルーシ、フィンランド	2006年3月	ベラルーシ－フィンランド
20.	サウジアラビア、韓国	2002年4月4日	サウジアラビア－韓国
21.	南アフリカ共和国、トルコ	2000年6月23日	南アフリカ－トルコ

(出典) UNCTAD

＜図表7-2＞我が国が締結した FTA/EPA における紛争解決手続





